

平成26年6月 6日 開会

平成26年6月20日 閉会

(定例第5回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第97号

平成26年第5回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年6月3日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成26年6月6日（金） 午前10時  
2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聡
西 山 富三郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 26 年 6 月 6 日（金曜日）

---

### 議 事 日 程

平成 26 年 6 月 6 日 午前 10 時 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 77 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第 5 議案第 78 号 平成 26 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 79 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 80 号 平成 26 年大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16 名）

1 番	加 藤 紀 之	2 番	大 原 広 巳
3 番	大 杖 正 彦	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	圓 岡 伸 夫	6 番	米 本 隆 記
7 番	大 森 正 治	8 番	杉 谷 洋 一
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岩 井 美 保 子	14 番	岡 田 聡
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	野 口 俊 明

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠員（なし）

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 提 嶋 護 大

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩  
副町長 …………… 小 西 正 記  
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠  
総務課長 …………… 酒 嶋 宏 社会教育課長 …………… 手 島 千津夫  
中山支所総合窓口課長 …… 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄  
大山支所総合窓口課長 …… 門 脇 英 之 企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘  
税務課長 …………… 野 間 一 成 建設課長 …………… 野 坂 友 晴  
農林水産課長 …………… 山 下 一 郎 農業委員会事務局長 …… 田 中 延 明  
水道課長 …………… 白 石 貴 和 福祉介護課長 …………… 持 田 隆 昌  
観光商工課長 …………… 福 留 弘 明 保健課長 …………… 後 藤 英 紀  
観光商工課参事 …………… 齋 藤 淳 人権推進課長 …………… 松 田 博 明  
地籍調査課長 …………… 野 口 尚 登

---

### 午前 10 時 00 分 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

### 開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

これから6月定例議会を開会いたしますが、町民の皆様には定例議会の広報が、防災無線であったわけでありましたが、議会では6月12日の午後1時から議員討論会を開く予定でありますので、町民の皆様にもご承知を願いたいと思っております。

討論会のテーマは「合併10年を迎えて 検証と課題」ということで1時間半から2時間程度を予定しています。当日は大山チャンネルやインターネットでも生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでください。また広報はいたしますが、とりあえずお伝えしておきます。

それでは、これから会議を開きます。

ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達しておりますので、平成26年第5回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 杉谷 洋一君、9番 野口 昌作君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの15日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの15日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告について

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました「請願文書表」及び「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

3月定例会において可決された意見書は、3月26日に各方面へ提出しました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から、政務報告及び報告第3号 平成25年度大山町一般会計予算の明許繰越についてから報告第9号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計8件の報告の申し出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの6月定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

まず政務報告から述べさせていただきます。3月定例会以降における各種事務事業の取組み状況につきまして、その主なものをご報告をさせていただきます。

まず、総務課関係であります。

1 点目に、大山町消防団辞令交付式及び全団員訓練についてであります。

4 月 13 日日曜日に名和トレーニングセンターにおきまして、2 年ごとに実施いたしております辞令交付式を行いました。また、式終了後、西部広域消防隊員の指導によりまして全団員訓練を実施いたしたところであります。

なお、本年 4 月から大山第 3 分団出身の陶山友文さんに大山町の団長をお願いいたしているところでもあります。

2 点目に、平成 26 年度鳥取県水防訓練の実施についてであります。

さる 5 月 25 日日曜日、日野川河川敷を会場に実施されました。県が主催をし、自衛隊、国土交通省、鳥取県警、西部消防局及び西部 9 市町村などが参加をして、関係者総勢 750 名の参加のもと、洪水を想定して、情報伝達、水防工法、人命救助、避難訓練等実態に即した水防訓練に取り組んだところでもあります。本町からは、40 名の消防団員が参加をし、土のう作りや土のう積み工、あるいは月の輪工、木流し工・シート張り工などの水防工法の実施などを行ったところでもあります。

世界的に異常気象が頻発するなか、また、梅雨の時期が近づいてきておるところでありまして、訓練の成果を活かしてこれからいくことが大切であるというぐあいに認識しているところでもあります。

次に、企画情報課関係であります。

1 点目に、「未来づくり 10 年プラン」策定業務についてであります。

今年度、素案の策定を予定いたしているところをごさいます。これを行うための「素案策定委員会」を組織いたしました。委員の公募にあたりましては、町のホームページ、チラシの各戸配布の他、担当者の有しておりますところのフェイスブックなど、そうしたものを活用したところでもあります。

その結果、10 代から 70 代までの幅広い年齢層から、当初の予定を大幅に上回る応募があり、素案策定委員会の委員は、一般公募委員 51 人と、役場の若手職員 25 人の計 76 人で構成することといたしました。さる 5 月 9 日には「第 1 回素案策定委員会」を開催いたしたところをごさいます。なおこの委員会は、11 月までワークショップ形式を中心として毎月開催され、12 月には検討結果が住民の皆様の元に公表される予定であります。こうした取り組みを着実に展開することで、まちづくりの機運が一層高まるとともに、若年層における地域づくりの人財、この発掘に繋がることも期待いたしているところでもあります。

2 点目に、みくりやポートフェスティバル&さざえ祭 2014 についてであります。

5 月 11 日の日曜日に、実行委員会の主催により開催されました。当日は天候に恵まれ、絶好のイベント日和の中、大変多くの来場者をごさいます。毎年好評のさざえご飯などの大山の恵みや、また後醍醐レース、そうしたことを楽しんでいただいたところをごさいます。

3点目に、アメリカ・テメキュラ市訪問団派遣についてであります。

5月12日から19日までの8日間、姉妹都市締結20周年をむかえるアメリカ・テメキュラ市を11名の訪問団が訪問いたしました。テメキュラ市主催の20周年記念行事へ参加すると共に、これからも交流を継続することを確認し合ったところであります。

今後、さらに民間主体での交流が盛んになることを期待いたしているところであります。

4点目に、鳥取大学との連携協定締結についてであります。

3月26日水曜日に、鳥取大学との連携協定調印式を行いました。鳥取大学とは従来から診療所や保健事業への医師派遣等で連携いたしておりましたが、平成24年度からは、本町職員を大学に派遣するなどさまざまな分野で連携事業を実施いたしております。この度の協定締結により、本町の安全、安心の、そして活力のあるまちづくり等につきまして、お互いが「大学を活用する地域」あるいは「地域を活用する大学」として発展することを期待しているところであります。

なお、調印式後には「防災・減災対策を中心とした大山町と鳥取大学の連携」と題し鳥取大学工学部の松原雄平教授より記念講演をいただいたところであります。

次に、福祉介護課関係であります。

1点目に、認知症の啓発活動についてであります。

現在、認知症の方は、推定で全国500万人を超えているともいわれ、「がん」などと並ぶ国民病のひとつとなってきております。去る3月21日、認知症を正しく理解していただくため、「認知症講演会」を開催いたいたしました。講演会には80名の参加をいただき、「エスポアール出雲クリニック」院長の高橋幸男さんの講演、その後の交流会を通じて、地域の支え合いの大切さ等について理解を深めていただきました。今後も積極的に啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

2点目に、「日常生活ニーズ調査」の実施についてであります。

2月上旬に、65歳以上で介護認定を受けていない方全員を対象として調査票をお送りし、日常生活ニーズの調査を実施いたしましたところであります。

この調査は、高齢者の地域や日常生活における課題を把握をし、本年度に策定作業を予定しております「第6期介護保険事業計画」の基礎データとして活用するとともに、介護予防が必要と思われる方を把握するためにおこなったものであります。今回の調査結果をもとに、必要な方へ介護予防事業の利用をお勧めし、事業の効果を高めたいと考えております。

次に、保健課関係であります。

1. 健診についてでございます。

5月中旬に本年度の健康診査、がん検診の案内を保健推進員さんのご協力を得ながら対象の世帯にお届けいたしましたところであります。今年度から受診の促進策として、

「大山町仲間で健康マイレージ事業」これを始めてまいります。これは健診を受けたり、あるいは町が主催する健康づくり事業、これに参加することでポイントをためていただいて、3人一組の応募によって、抽選で賞品を獲得していただくというものでございます。6月から各種の健診がスタートいたしますので、いつまでも健康な生活を送るための健診、これを必ず受けていただきたいと存じます。

また、新しい事業の周知とあわせて、いっそう受診促進の情報提供や啓発に努めてまいります。さらに、健診の結果、治療や健康指導が早急に必要と判断された方々には、健診結果を直接説明をしながら治療や保健指導に結びつけられるように、重症化を予防するための対策、これを強化してまいりたいと存じます。

続きまして農林水産課関係であります。

1点目に、平成25年災の復旧事業についてであります。

昨年8月の大雨による農道・水路等5箇所災害復旧工事は、4月30日に完成いたしましたところであります。

2点目のしっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。

平成22年度から実施しています本事業は、暗渠排水工事や農道・水路等の改修工事を、地元2割負担で町が実施するものでありまして、多くの要望をいただいている事業でございます。本年度も測量設計業務を4月28日に発注をし、工事発注は8月の下旬、工事完了は年内を目指して業務遂行中でございます。

3点目に、松くい虫等防除事業についてであります。

松くい虫被害の拡大を防止するため、松くい虫特別防除事業を5月16日に発注し、町内4カ所の松林424ヘクタールでヘリコプターによる薬剤空中散布を実施いたしております。1回目の散布は終わり、2回目は6月16日以降の予定であります。

4点目に、多面的機能支払交付金についてであります。

平成25年度までは、農地・水保全管理支払交付金事業として、共同活動に46組織、向上活動に55組織が取組んでいただいておりますが、今年度から制度の改正によりまして多面的機能支払交付金に名称が変更されました。活動内容も新たに創設されました活動、組替となった活動等がありまして、3月17日に関係集落を対象に説明会を開催いたしました。現在のところ、今まで取組んでいただいております組織はすべて継続を希望され、また新たに取り組みを予定しておられる組織は8組織となっております。

今後、継続地区は6月下旬、新規の地区は7月末を目途にして各活動組織の事業計画を取りまとめてまいります。なお、新たに取り組みを進めたい集落等ございましたらば、早く申し出ていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、観光商工課関係であります。

1点目に、スキー場の営業結果についてであります。

だいせんホワイトリゾートとして4シーズン目となりました25年度は、十分な雪の

あるスキー場開きに始まりまして、シーズン中安定した積雪が続く中、4月17日まで、108日間の営業期間となりました。営業日数は前年より21日増えましたが、特に2月あたりの土曜日、日曜日の悪天候などによりまして、前年比2.1%増の20万9,000人の入り込みにとどまったところであります。指定管理者では、今年度も中の原スキー場への人工降雪設備の増設など設備投資も実施される予定でございまして、来期にも大きな期待を寄せているところであります。

2点目に、各種イベント等の実施についてであります。

本年度も大山を中心に数多くのイベント等が実施されておりますが、おおむね天候に恵まれ好調な入り込みでございました。3年に一度実施されました大山御幸では、久しぶりに御輿が2社出ることができ、また、八重の集落から錦旗の参加をいただくなど、大変賑やかな催しでありました。この模様は、1時間のテレビ番組として6月14日に放映される予定でありますので、是非皆さんにご覧いただきたく存じます。

3点目に、一般財団法人大山恵みの里公社決算状況等についてであります。

昨年12月に山陰道が町内全線開通したことで、道の駅の収益状況の悪化が懸念されたところでありますが、年間の売上高は24年度を上回る結果となりました。町からの委託料・補助金収入等は前年度より680万円ほど減少いたしましたけれども、公社全体としては3年連続の黒字としての決算となりました。収益構造といたしましては、依然として道の駅の物販・食堂部門の経常の利益で公社全体を繰り回している状況であります。

また、農産物処理加工施設も地産材料を活用しながら、売り上げを年々伸ばしてきているところではございますが、自立の運営に向けた将来見通し、これについてはなかなか立ちにくい現状にあります。公益事業につきましては、新規の生産者会員の掘り起しや既存会員への生産出荷拡大の働きかけといった生産出荷者への支援活動や催事・イベント等を活用した町内製品の販路拡大・ブランド力向上等に取り組んでいるところであります。

4点目に、個人用住宅等改善助成制度の運用の結果についてであります。

平成23年3月から事業開始をいたしました個人用住宅等改善助成制度は25年度をもって運用終了とさせていただきます。この期間の運用結果であります。合計2,085件の利用があり、補助金の交付総額はおおむね1億2,800万円、対象事業費総額、これは約13億円となっております。町内資金の町内循環に一定の成果を残せたものと考えておるところであります。

次に建設課関係であります。

1点目に、社会資本整備総合交付金事業についてであります。

5月中旬に交付決定となりまして、現在、委託業務、道路改良工事ともに発注準備中であります。

2点目に、町単独工事についてであります。道路維持工事3件を請負施工中であります。

3点目の、安全施設整備事業につきましては、交通安全施設工事は、ガードレールの補修、カーブミラーの新設など現在2件を請負施工中であります。

次に、地籍調査課関係であります。

1. 大山町中山、大山地区地籍調査の事業についてであります。

平成26年度新規地区は、中山地区が樋口、八重、束積、石井垣、退休寺、高橋及び下甲の各一部、大山地区が大山の一部であります。

業務委託は、大山町中山地区その1地籍測量業務委託をサンイン技術コンサルタント株式会社が、そしてその2の地籍測量業務委託は鳥取県土地改良事業団体連合会、また、大山町大山地区その1地籍測量業務委託をサンイン技術コンサルタント株式会社が、またその2地籍測量業務委託は西谷技術コンサルタント株式会社米子営業所が、業務遂行中であります。

続きまして学校教育課関係であります。

1. 工事関係につきましては、名和中学校駐輪場新築工事を松岡建設有限会社が請け負い、施工中であります。

次に、社会教育課関係であります。

1. 名和マラソンフェスタ2014につきましては、5月18日、県内外から過去最高となります。1,652名がエントリーされ盛大に開催することができました。大会は、コース沿道住民の皆様や大山町体育協会会員、また米子松蔭高校野球部員の皆さんなど、300人を超えるスタッフのご協力によって、円滑に大きな事故もなく運営することができました。当日はさわやかに晴れわたり、選手の皆さんは、招待選手の高橋千恵美さんや地域住民の皆様に励まされながら、思い思いの目標に向かって楽しいランニング、ウォーキングを楽しまれたというところでもあります。

最後に、徴収金関係であります。

26年度も未収金の収納に向けて、督促、電話催告、臨戸訪問等の外に法的処分による徴収に取り組んでいるところであります。各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりでございますので、目を通していただきたいと思います。3月以降の各課の取り組みにつきまして述べさせていただきます。

まず税務課・滞納対策室であります。

各税の現年度分徴収につきましては、4、5月に新規滞納者に対し、税務課・滞納対策室全員で納付勧奨に努め、結果として現年分の徴収率は前年対比プラスを見込んでいくところであります。

次に、建設課であります。

町営住宅家賃の徴収については、電話での督促、臨戸訪問面談を繰り返しながら、毎

月分納定額に関係なく必ず入金を行うよう指導を行っております。

また、連帯保証人へ納付指導書を送付し納付指導依頼にも応じなかった入居者には催告書を送付、また連帯保証人には連帯保証に係る町営住宅家賃の催告についての通知を送付し、これにより一部の入金を確認されているところであります。今後は、明渡予告、明渡請求も実施し滞納解消に向けて努力いたしたいと存じます。

次に、水道課であります。

水道料金等の徴収につきましては、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施し面談を繰り返しながら、新たな滞納者が出ないように、徴収に取り組んでいるところであります。

また、3月以降に水道料金を3ヶ月以上滞納している54世帯に対しまして給水停止予告を通知し、納付を督促いたしましたけれども、料金納付または分納誓約書の提出のなかった5件につきましては給水停止を実施いたしましたところであります。今後も引き続き滞納金の縮減に向け努力してまいります。

次に人権推進課関係であります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、引き続き通知や訪問による債務の承認・納付相談などを実施いたしました。徴収しました貸付金については、主に滞納分に充当し、その減額に努めております。今後も継続的な納付を促し、滞納対策に取り組んでまいります。

次に、学校教育課であります。

給食費の滞納分につきましては、引き続き関係課と連携しながら、計画的に徴収を進めてまいります。

最後に幼児教育課であります。

保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないように保育所と連携をとりながら徴収に努めております。滞納分については確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでいるところであります。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第3号 平成25年度一般会計予算の明許繰越につきまして説明を申し上げます。

平成25年度大山町一般会計予算を平成26年度に明許繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号 平成25年度大山町土地開発公社収入支出決算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、大山町土地開発公社の平成25年度決算に係る書類を提出するものであります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号 平成26年度大山町土地開発公社収入支出予算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、大山町土地開発公社の平成26年度予算に係る書類を提出するものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号 平成25年度大山恵みの里公社収入支出決算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の平成25年度決算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものであります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

続きまして、報告第7号 平成26年度大山恵みの里公社収入支出予算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の平成26年度事業計画に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものであります。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続きまして、報告第8号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会に報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

続きまして、報告第9号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布いたしております報告書のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案77 ～ 日程第7 議案80号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第77号 大山町過疎地域自立促進計画の変更についてから日程第7、議案第80号 平成26年大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）まで、計4件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第77号 大山町過疎地域自立促進計画の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月大山町議会定例会におきまして変更議決をいただきました大山町過疎地域自立促進計画の事業計画のうち、事業及び事業内容の追加が生じたため、計画の一部を変更するものであります。

変更内容は、水産物供給基盤機能保全事業を追加し、すでに承認をいただいております事業のうち、大山町温泉活用促進助成事業、大山町自己居住用建物等改善助成事業及び移住定住促進事業の事業内容を追加するものであります。

以上で、議案第77号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第78号 平成26年度大山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。説明をさせていただきます。

本案は、御来屋漁港機能保全事業の新設、町道所子野田線道路工事の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額に8,150万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億2,545万7,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおって主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第60款県支出金は4,378万2,000円の追加で、主なものは、第5項県負担金の民生費県負担金で国民健康保険基盤安定負担金1,507万5,000円、第10項県補助金の土木費県補助金で鳥取県工業団地再整備事業補助金1,510万円の追加などであり、第75款繰入金は2,842万8,000円の追加で、宅地造成事業特別会計繰入金の追加、またふるさと応援基金繰入金の新規計上であります。第80款繰越金は322万2,000円を追

加いたしております。第 85 款諸収入は、413 万 2,000 円の追加で、主なものは第 25 項雑入の雑入でコミュニティ事業助成金 410 万円の追加などであります。第 90 款町債は、750 万円を追加しております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明申し上げます。

第 10 款総務費は、3,175 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で町制 10 周年プレイベント運営委託料 200 万円、企画費でコミュニティ助成事業補助金 410 万円、若者移住定住促進助成金 200 万円などを追加いたしております。第 15 款民生費は、1,011 万 9,000 円の追加で、主なものは、第 5 項社会福祉費の社会福祉総務費で地域少子化対策事業 83 万 7,000 円、国民健康保険特別会計繰出金 2,295 万 2,000 円、障害者福祉費で在宅障害者地域生活支援事業補助金 100 万円の追加などであります。

第 30 款農林水産業費は、3,550 万 3,000 円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で農地・水保全管理支払交付金事業負担金 746 万 3,000 円の追加、耕畜連携推進事業 2,674 万 4,000 円、酪農振興対策事業補助金 500 万円の新規計上、第 15 項水産業費の漁港建設費で御来屋漁港機能保全工事測量調査設計業務委託料 1,587 万 2,000 円の新規計上などであります。

第 40 款土木費は、1,004 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 10 項道路橋梁費の道路新設改良費で町道山村文珠領線 180 万円、町道所子野田線 700 万円の追加などであります。

人件費の補正であります。20～21 ページに記載しているところでございます。

次に、予算書 5 ページの「第 2 表地方債補正」であります。過疎対策事業債 750 万円を追加いたしておるところであります。

以上で、議案第 78 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 79 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてであります。

本案は、規定の歳入歳出予算をそれぞれ 368 万 8,000 円増額をし、歳入歳出予算総額をそれぞれ 23 億 1,886 万 3,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税 1 億 660 万 4,000 円の減は、税率・税額の決定に伴い、今年度の収納見込みを 4 億 7,282 万 7,000 円とするものであります。

内訳といたしましては、現年課税分で 4 億 5,324 万 1,000 円、滞納繰越分で 1,958 万 6,000 円を見込んでおります。

第 15 款国庫支出金 1,610 万 4,000 円の増は、療養給付費等負担金及び財政調整交付金の増額見込みによるものであります。第 20 款前期高齢者交付金 381 万 6,000 の増は、交付額の決定によるものであります。

第 25 款 療養給付費等交付金 489 万 6,000 円の増は、交付額の増額見込みによるものであります。第 30 款 県支出金 774 万 1,000 円の増は、調整交付金の増額見込みによるものであります。第 50 款 繰入金 5,295 万 2,000 円の増は、国民健康保険税 軽減分の増などによる一般会計からの繰入金が 2,295 万 2,000 円の増額、また、国保基金からの繰入金を 3,000 万円増額をし、国民健康保険税の税率等の改正による被保険者の負担の軽減を図るものであります。第 55 款 繰越金 2,478 万 3,000 円の増は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 15 款 後期高齢者支援金等 70 万 4,000 円の増は、支援金の増額によるものであります。第 20 款 前期高齢者納付金等 22 万 4,000 円の減は、納付金の確定による減額であります。第 25 款 老人保健拠出金 1 万 1,000 円の減は、拠出金の確定による減額であります。第 30 款 介護納付金 321 万 9,000 円の増は、納付金の増額によるものであります。

以上で議案第 79 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 80 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 1,727 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 2,313 万 1,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,040 万 2,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款 財産収入 2,313 万 1,000 円の増額は、土地売却収入の増額によるものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款 宅地造成事業費 2,313 万 1,000 円の増額は、ハウスメーカーを対象とした紹介者謝礼の増額により 220 万円、テレビコマーシャルの通年放映のため広告料の増額により 169 万 9,000 円、一般会計への繰出金 1,923 万 2,000 円の増額によるものであります。

以上で議案第 80 号の提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

---

## 散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、6 月 17 日に会議を開き、一般質問を行いますので、定刻の 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

---

午前 10 時 52 分 散会

